

## 第3節 安心して生活できるまちづくり

### 2.3. 社会福祉政策（地域福祉の推進）

#### （1）現況と課題

今日、日本の社会・経済等のシステム全般にわたる改革が課題になっていますが、社会福祉の領域においても従来の基本的枠組みを変えるきわめて大きな変革が進められています。

1990年の社会福祉関係八法の改正により、地方自治体の社会福祉政策に地域福祉の推進が具体的に位置づけられ、従来の施設福祉サービス中心から在宅福祉サービス重視に転換を図るとともに、高齢になっても、障害があっても、地域社会の中でその人らしく暮らし続けていただくことを実現するために、サービス提供事業所・社会福祉協議会、さらには住民組織の活動を含め、公私の福祉サービスが総合的に提供されるよう努めてきたところです。

2000年、社会福祉事業法から社会福祉法への改正、さらには介護保険・障害者支援費制度の導入は、今後の社会福祉政策における地域福祉の推進を、より明確なものにしました。社会福祉法は、「誰もが地域での通常の社会参加が図られる地域の体制づくり、すなわち、ノーマライゼーション社会の実現」を目標としていますし、介護保険・障害者支援費制度は、行政が福祉サービスを決定する「措置」制度から、サービス利用者の「選択」の権利を保障し個人の尊厳を尊重する制度へと、まさに歴史的転換を遂げました。

これらは、地域における地域関係を維持し、その人らしい暮らしの質が保障される地域生活への条件整備を、社会福祉政策の目標とすることを示唆しています。ですが、本市においては、「在宅重視」は強調すれど、「地域生活の保障」にこだわる取り組みや、生活の質や地域関係の維持を保障すること、さらには福祉サービスにかかる情報の周知については、十分とは言えないものでした。今後は、市民が住み慣れた地域の中で、その人らしい豊かな暮らしが実現できるように、一人ひとりが選択するライフスタイルに応じた福祉サービスの提供、加えて、確実な情報提供やバリアフリー化が求められています。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」、社会福祉法は、そう謳っています。社会福祉のゴールのひとつと言える共生社会は、もちろん行政の施策のみで実現できるものではなく、さらには地域福祉が日常生活圏で、地域関係を維持しながら営まれるものであるなら、地域住民が相互にたすけ合うシステムや環境づくりが重要になります。こうした住民組織やボランティア、福祉NPO等を育成、支援していくことは、地域福祉のより重層的展開を図る上で、必要不可欠なものです。

こうしたことから、市民一人ひとりが地域の中でいきいきと暮らしていける周南市の実現を目指して、平成17年度中に「周南市地域福祉計画」を市民参画により策定し、今後この計画に沿って諸施策を推進していきます。

## (2) 施策の方向

ノーマライゼーション社会の実現を目指し、誰もが住み慣れた地域の中で、その人らしい豊かな暮らしを享受できるまちづくりをすすめます。

## (3) 施策の体系

社会福祉政策 (地域福祉の推進)	福祉サービスの充実・開発 福祉サービスの適切な利用促進 地域福祉活動への住民参加の促進 人にやさしいまちづくりの推進
---------------------	---

## (4) 施策

福祉サービスの充実・開発

### A. 個別ニーズへの対応

- ・ 公平・平等の理念を貫きながらも、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。
- ・ 文化的・社会的な生活モデル等、地域生活の全体像を視野に入れながら、生活者としての生活の質に対する支援を目標に掲げた対応を図ります。

### B. モニタリングの充実

- ・ サービス提供事業者に対してケアマネジメントを徹底し、特にモニタリングを充実させ、より豊かな生活につながる支援に努めます。

### C. 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

- ・ 刻々と変化する時代背景の中、地域特有の福祉課題やニーズの変化を早期にキャッチするため、アンケート調査や、いわゆる「聞く会」を定期的実施し、新たなサービス開発を図ります。

### D. 民間事業者との協働(福祉NPO等への事業委託、助成等)

- ・ 行政が提供する標準化された福祉サービスでは、制度のルールや財政的な制約から、あらゆるニーズへの対応は不可能であることを念頭に置き、よりきめ細かなサービスを展開するため、福祉NPO等への事業委託や助成等を、積極的に推し進めます。

### E. 福祉人材の育成・資質の向上

- ・ 福祉ニーズの増大や多様化、高度化に対応するため、関係機関と連携し、人材の養成に努めていくほか、福祉従事者に対して多彩な学習とスキルアップ機会を提供し、資質の向上を図ります。

### F. 福祉施設の社会化

- ・ 生活の本拠を福祉施設の中に移すことは、地域関係が遮断されがちになることを意味します。福祉施設を経営する事業者に対して、家族の面会の義務化・一時帰省サービス・地元住民との交流会や「祭り」の開催等、施設を地域に接近させるための諸作業の実施、さらには、介護技術をはじめ施設が有する専門機能を地域社会へ開放するよう働き掛けます。
- ・ 在宅福祉サービス時代の今日であっても、市民の福祉施設に対する期待は大きなものがあります。こうした声に応えるため、適切な施設整備に努めます。

福祉サービスの適切な利用促進

### A. 福祉サービスの利用の促進に関する情報提供システムの構築

- ・ 今日の福祉サービスは多岐にわたって展開されており、その情報が適切に理解できない市民も多く存在するものと思えます。在宅介護支援センターや総合相談支援センター、子育

て支援センター等の機能を高める施策を講じるほか、民生委員児童委員・障害者相談員・母子保健推進員等とでネットワークを形成し、情報提供システムの構築に努めます。

#### **B．成年後見制度の適用促進と福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）への支援**

- ・ 契約社会の側面をもつ今日、判断能力が不十分な人の地域社会における自立と権利を守るため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業への積極的なアプローチと支援を図ります。

#### **C．福祉サービスの苦情解決システムの点検・整備**

- ・ 福祉サービスの不適切な提供を防ぎ、利用者の声を反映しサービスの質をより一層向上させるため、事業者に対して苦情解決システムの点検・改善を促します。

#### **D．総合相談体制の確立**

- ・ 健康に関する教育・相談体制、健康診査や予防施策等の保健福祉の情報提供、また、疾病対策としての一次医療と入院可能な二次医療体制等、関係機関との連携をさらに強化し、ケアマネジメントシステムの充実を図ります。

地域福祉活動への住民参加の促進

#### **A．地域福祉活動組織の育成・支援**

- ・ 地域生活支援は、人の地域関係を断ち切らないケアであり、住民の関わりはもっとも重要視されるものです。民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会・福祉員会等、地域福祉活動を展開する組織の活性化を図るほか、ボランティア意識の高揚やボランティアグループ・福祉NPO団体等の育成・支援に努め、地域の福祉力を強化していきます。
- ・ 地域福祉型福祉サービス（日常生活の場において、生活のしづらさを抱えた住民の生活の継続性や豊かな社会関係など、地域生活の質を高めることを目的とした活動やサービスを通して、住民・利用者・事業者・行政が協働して、共生のまちづくりをすすめるための地域福祉資源。宅老所・グループホーム・ふれあいいきいきサロン・住民参加型在宅福祉サービス・福祉施設における小規模地域密着型施設への取り組み等があげられる）の推進を支援し、日常生活圏域において、地域住民参加のもとで展開されるネットワーク型のサービス形態の育成・支援を押し進めていきます。

#### **B．福祉教育の推進**

- ・ 学校や社会教育機関と連携し、学校・地域社会における福祉教育の推進に努め、市民参加型福祉社会の樹立に向けた基礎を築きます。

#### **C．行政施策と地域福祉活動との協働**

- ・ ボランティアや福祉NPO等による地域福祉活動が、単に行政施策の不足や限界を補うにとどまらず、標準化されたサービスでは満たされない、特に人與人、人と地域とのつながりや関係性を充足したり、きめ細かな発見・予防の網の目を張り巡らせたり、施策の不備を指摘し、新たなサービスを開発するといった独自の価値や役割をもつことを認識し、これら地域福祉活動団体の声に真摯に耳を傾け、必要ならば行政施策への移行を図る等、協働に努めます。

人にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共施設は言うまでもなく、店舗や歩車道の段差の解消をはじめ、移動や交通、誰もが理解できる情報伝達手段等の整備を地域の商店や事業所等へ働き掛け、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを推進します。